

## 第 596 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 4 年 5 月 6 日（金）午後 1 時 26 分から午後 1 時 42 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（12 人）

1	稲村 耕一	2	澤邊 治之	3	鈴木 昇	4	山崎 正秀
5	佐久間 容	6	平野 弁一	7	大後 護	8	渡邊 和巳
9	茂木 比呂志			11	川口 寛市		
13	小柴 賢次郎	14	白井 和子				

4 欠席委員（2 人）

10	森田 泰彰	12	鈴木 伸江				

5 事務局職員（4 人）

局長 藤川 幸男	係長 鈴木 宏誌	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

専決処分報告について

第 596 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
事務局長	<p>開会 午後 1 時 26 分</p> <p>皆様こんにちは。予定時刻前ですが予定委員が全員揃いましたので、会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 596 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議の開会に先立ちまして、本日の出席状況ですが、10 番森田泰彰委員、12 番鈴木伸江委員が欠席で、12 名の委員の出席となっております。従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さんこんにちは。今年はちょっと天候が悪い日が多いですが、皆さん田植えの最中と思います、ご苦労様です。本日も慎重に審議して参りましょう。</p>
議長	<p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 596 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。5 番佐久間容委員、7 番大後護委員を指名いたします。それでは議事に入らせていただきます。</p>
議長	<p><b>【議案第 1 号】</b></p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第 1 号 1 番について、担当委員の現地調査及び説</p>

川口委員	<p>明を、11番 川口委員、お願いします。</p> <p>議案第1号1番について、申請地を本日5月6日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。館山自動車道富津竹岡インターより南の方向約1.6Km付近に位置する農地であります。</p> <p>義務者は、体が不自由で後継者も無く耕作を行っていくことが不可能なことから離農のため売却するもので、権利者は自作地に隣接していることから規模拡大のための申請であります。なお、竹岡字楠原2047番の登記地目は畑ですが、現況は田となっております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明が終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの川口委員の説明に補足させていただきます。義務者は、体が不自由で後継者もいないことから売却するものであり、権利者の自宅地近くで自作地に隣接し、耕作に便利であったことから購入のための申請であります。義務者の所有名義でございますが、相続登記手続き中のことからこのような記載にしております。相続人は遺産分割協議書写しの添付により確認済みであります。申請地は農振農用地区域外農地であり、面積6,299㎡、権利者の耕作面積は17,591㎡、農用地区域外の農地を取得する場合の下限面積1,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局からの説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なしの声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第1号1番は承認されました。</p>

<p>議長</p>	<p>【議案第2号】</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番について、担当委員は10番森田泰彰委員ですが、本日は欠席ですので、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局（樋口）</p>	<p>議案第2号1番について、森田委員から、申請地を5月2日に確認したと報告を受けております。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。富津小学校より北東の方向約200mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、自宅の屋根に太陽光パネルを設置しておりますが、発電量低下と建物保全を考慮し、平成26年2月17日付けで1018㎡の内338.5㎡の一部転用許可を得て太陽光パネルを設置している自己所有の土地に、今回追加で建設し、電力の自己使用と余剰分の電力の売電をしていくために申請するものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なしの声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第2号1番は承認され</p>

議長	<p>ました。</p> <p><b>【議案第3号】</b></p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第3号1番について、担当委員は10番森田委員で本日欠席ですので、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>議案第3号1番について、事務局から説明いたします。</p> <p>はじめに、議案にあります申請理由「駐車場」ですが、申請者に再確認したところキャンプ場として利用するとのことでしたので、申請理由を「キャンプ場」に訂正させていただきます。</p> <p>森田委員からは申請地を5月2日に確認したとの報告を受けております。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。JR大貫駅より北西の方向約1kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者は建設会社を営んでおりますが、このたび新規事業としてレジャー観光事業に参入するため、オートキャンプ場を開設したいことから、義務者の承諾を得て所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。キャンプ場として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なしの声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p>

	<p>(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第3号1番は承認されました。</p> <p>次に、議案第3号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、11番 川口委員お願いします。</p> <p>議案第3号2番について、申請地を5月6日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。竹岡インターチェンジより北西の方向約200mに位置する農地であります。</p> <p>楽天モバイル無線基地局設置に伴う工事用地として資材置場および駐車場が必要となるため、一時転用の申請をしたものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
川口委員	<p>議案第3号2番について、申請地を5月6日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。竹岡インターチェンジより北西の方向約200mに位置する農地であります。</p> <p>楽天モバイル無線基地局設置に伴う工事用地として資材置場および駐車場が必要となるため、一時転用の申請をしたものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの川口委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業振興地域内農用地であり、原則として転用許可はできませんが、千葉県農地転用関係事務指針における農地の区分に応じた許可基準において、Cの(ア)仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業(一時転用)で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが認められること、および(イ)市町村の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。これらに該当する場合、例外的に許可し得るとしてあります。造成は整地・鉄板敷きのみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。工期は令和4年6月1日～7月30日です。資材置場および駐車場として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>

議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（質問あれば対応）（なし声） 質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第3号2番は承認されました。</p>
議長	<p>【専決処分報告について】</p> <p>続いて、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事務局長よりお願いします。</p>
局長	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。農地法第5条第1項第7号の規定による届け出でございますが、1番は住宅敷地として所有権移転するもので、面積は59平方メートル、2番から4番は専用住宅として所有権移転するもので、面積は2番が355平方メートル、3番が323平方メートル、4番は310平方メートルです。これらの届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。（なし）</p> <p>事務局から何かありますか。（なし）</p>
会長	<p>それでは、皆様には慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。以上をもちまして、第596回の定例農業委員会を終了します。なお、次回の農業委員会総会は6月3日金曜日、場所は401会議室の予定で午後1時30分から開催いたします。お疲れ様でした。</p> <p>閉会 午後1時42分</p>